

## 令和5年3月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月27日(月) 午後2時00分～午後3時30分

2. 開催場所 三芳町役場 301 会議室

3. 出席委員 11人

会長	鈴木 浩
会長職務代理	島田 正
委員	松本 薫
	抜井 俊
	瀬島 吉明
	山田 剛
	古寺 貞雄
	早川 忠男
	長谷川 清行
	松本 英雄
	鈴木 浩之

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第91号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件

議案第92号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の場合

報告第81号 農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)

報告第82号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

報告第83号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

報告第84号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)

報告第85号 農用地利用配分計画の認可の件(報告)

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 小林 豊明  
主 幹 江田 直也 主 事 清水 大輝 主事補 館内 敢

## 6. 会議の概要

会長

それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に松本薫委員、抜井俊委員を選任します。

本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の館内主事補を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局

説明いたします。

議案第91号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり

議案第92号、1、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件、別紙のとおり

報告第81号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第82号、1、農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第83号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第84号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第85号、1、農用地利用配分計画の認可の件(報告)、別紙のとおり

令和5年3月27日提出

三芳町農業委員会

会長 鈴木 浩

以上でございます。

会長

議案第91号番号1から番号3について借人が同一のため事務局より一括で説明をお願いします。

事務局より説明いたします。

1ページをご覧ください。  
番号1につきましては、  
所在が〇〇〇〇の1筆となります。  
所在につきましては、2ページから3ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は1,171㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となります。  
なお、新規の利用権設定となります。  
番号2につきましては、  
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇の3筆となります。  
所在につきましては、4ページから7ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、〇〇〇〇は農振農用地でそれ以外の2筆  
は農振地域となります。  
面積は上から1,983㎡、165㎡、1,037㎡の計3,185㎡であり、権利が使用貸  
借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間となります。  
なお、新規の利用権設定となります。  
番号3につきましては、  
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の3筆となります。  
所在につきましては、8ページから9ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。  
面積は上から646㎡、82㎡、668㎡の計1,396㎡であり、権利が賃借権の設定  
です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となります。  
なお、新規の利用権設定となります。  
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、トラクター2台、トラック4台、耕耘機2台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め5名となっています。主たる経営作物は、トマト、サツマイモ、里芋、人参となります。

農作業従事日数については、申請者は300日で他に4名が満たしています。事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

9番委員 先日〇〇〇〇のお宅に訪問し、話を伺いに行きました。  
〇〇〇〇は〇〇〇〇で一番大きい規模でやっている農家であり、労働力は専属が3, 4人でアルバイトが10人以上います。規模を大きくしていこうということで今回借りているんだと思います。現地の方は〇〇〇〇の周りはずでにほとんど〇〇〇〇が借りています。  
〇〇〇〇、〇〇〇〇は〇〇〇〇の家の近くの畑でよく管理されております。  
〇〇〇〇は麦がまかれておりました。  
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇はきれいに畑が耕耘されておりました。  
貸人はそれぞれ今回が初めての貸借ということで様子を見るために当事者のみでの利用権設定にしたとのことです。  
ご審議の程よろしくをお願いします。

会長 何か意見ございませんか。  
異議なしの声がでましたので、決定とします。  
議案第92号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。  
10ページをご覧ください。  
議案第92号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件となります。  
番号1につきましては、  
所在が〇〇〇〇の1筆となっております。  
所在につきましては、11ページから12ページの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。  
面積は1,205㎡となっております。  
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
となっております。

納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和4年8月1日となっております。被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員 ○○○○は、○○○○の農家の方でしっかり耕作しています。現地についても耕耘しており、トラクター等の機械も使っているようです。また奥さんも一緒に農業をやっているとのことなので納税猶予の件では問題ないと思います。よろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。異議なしの声がありましたので、適格者とします。これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局 13ページをご覧ください。報告第81号番号1は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理の件となっております。番号1につきましては、所在が○○○○、○○○○の計2筆となっております。所在につきましては、14ページから17ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑となります。面積が上から604㎡、2,020㎡の計2,624㎡となっております。被相続人が、○○○○、○○○○相続人が、○○○○、○○○○権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、あっせんの希望はなしで受理済みです。

続いて報告第82号についてご報告いたします。18ページをご覧ください。報告第82号は、農地法第4条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。所在につきましては、19ページから21ページまでの案内図、公図の写し、土地利用計画図をご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑であり、市街化区域のため農業振興地域には該当しません。面積は369㎡となっております。

申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、店舗駐車場の拡張として受理済みです。

22ページをご覧ください。

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきましては、23ページから25ページまでの案内図、公図の写し、土地利用計画図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、市街化区域のため農業振興地域には該当しません。

面積は50㎡となっております。

申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、資材置場として受理済みです。

番号3につきましては、

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきましては、23ページから25ページまでの案内図、公図の写し、土地利用計画図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、市街化区域のため農業振興地域には該当しません。

面積は50㎡となっております。

申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、資材置場として受理済みです。

番号4につきましては、

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきましては、23ページから25ページまでの案内図、公図の写し、土地利用計画図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、市街化区域のため農業振興地域には該当しません。

面積は50㎡となっております。

申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、資材置場として受理済みです。

番号5につきましては、

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきましては、23ページから25ページまでの案内図、公図の写し、土地利用計画図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、市街化区域のため農業振興地域には該当しません。面積は50㎡となっております。

申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、資材置場として受理済みです。

番号2から番号5につきまして、以上の通り農地法第4条により〇〇〇〇から〇〇〇〇の持分4分の1をそれぞれ資材置き場に転用し、この後報告させていただきます農地法第5条にて残りの持分4分の3をそれぞれ所有権移転して資材置き場に転用するということとなります。

26ページをご覧ください。

報告第83号番号1は、農地法第5条の規定による届出書受理の件となっております。

番号1につきましては、

権利が使用貸借権の設定となっております。

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となっております。

所在につきましては、27ページから29ページまでの案内図、公図の写し、土地利用計画図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となります。

面積が上から284㎡、336㎡の計620㎡となっております。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、仮設駐車場として受理済みです。

存続期間は令和5年4月5日～令和5年4月28日となります。

30ページをご覧ください。

番号2につきましては、

権利が所有権の移転となっております。

所在が〇〇〇〇となっております。

所在につきましては、31ページから33ページまでの案内図、公図の写し、土地利用計画図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となります。

面積が50㎡となっております。

譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、資材置場として受理済みです。

番号3につきましては、

権利が所有権の移転となっております。

所在が〇〇〇〇となっております。

所在につきましては、31ページから33ページまでの案内図、公図の写し、土地

利用計画図をご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑となります。  
面積が50㎡となっております。  
譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
〇〇〇〇、〇〇〇〇  
〇〇〇〇、〇〇〇〇  
譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
申請事由は、資材置場として受理済みです。

番号4につきましては、  
権利が所有権の移転となっております。  
所在が〇〇〇〇となっております。  
所在につきましては、31 ページから33 ページまでの案内図、公図の写し、土地  
利用計画図をご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑となります。  
面積が50㎡となっております。  
譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
〇〇〇〇、〇〇〇〇  
〇〇〇〇、〇〇〇〇  
譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
申請事由は、資材置場として受理済みです。

番号5につきましては、  
権利が所有権の移転となっております。  
所在が〇〇〇〇となっております。  
所在につきましては、31 ページから33 ページまでの案内図、公図の写し、土地  
利用計画図をご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑となります。  
面積が50㎡となっております。  
譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
〇〇〇〇、〇〇〇〇  
〇〇〇〇、〇〇〇〇  
譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
申請事由は、資材置場として受理済みです。

34ページをご覧ください。  
報告第84号番号1は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件とな  
っております。  
これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を  
設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届出を  
行うことで設置することができます。  
また今回の報告案件の申請番号1及び3については、農業委員会にて現地確認を



した際に当該農業用施設があり2a未満の届出提出を指導して提出いただき、申請番号2については、届出人から当該農業用施設を設置したいとの相談があり提出頂いた次第であります。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計3筆で、面積は上から1,052㎡のうち44.16㎡、1,052㎡のうち44.16㎡、1,052㎡のうち15㎡の計103.32㎡となっております。

所在等につきましては、35ページから38ページまでの案内図、公図の写し、配置図、立面図・平面図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、農機具置場及び農業用通路として受理済みです。

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計4筆で、面積は上から108㎡のうち2.40㎡、108㎡のうち9.89㎡、215㎡のうち25.22㎡、441㎡のうち9.89㎡の計47.40㎡となっております。

所在等につきましては、39ページから42ページまでの案内図、公図の写し、配置図、立面図・平面図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、簡易トイレ及び駐車スペースとして受理済みです。

番号3につきましては、

所在が〇〇〇〇の計1筆で、面積は165㎡のうち41.40㎡となっております。

所在等につきましては、43ページから46ページまでの案内図、公図の写し、配置図、立面図・平面図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、農業用機械置場として受理済みです。

続いて報告第85号についてご報告いたします。

47ページをご覧ください。

報告第85号は、農用地利用配分計画の認可の件となっております。

この案件は、令和4年12月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う件で審議をいただき、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、

権利が使用貸借権の設定となっております。

所在につきましては、48ページから49ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計4筆で面積が上から386㎡、126㎡、606㎡、204㎡、の計1,322㎡で

登記簿地目、現況地目ともに畑です。  
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和5年3月1日から令和10年2月29日までの5年間となります。  
なお、公告日は令和5年2月27日となっております。

番号2につきましては、  
権利が賃借権の設定となっております。  
所在につきましては、50ページから53ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計2筆で面積が上から1,813㎡、1,273㎡  
の計3,086㎡で登記簿地目、現況地目ともに畑です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和5年3月1日から令和15年2月28日までの10年間となります。  
なお、公告日は令和5年2月27日となっております。  
以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。  
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議  
決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和5年5月18日

議長 鈴木 浩

署名委員 松本 薫

署名委員 抜井 俊